

令和8年度

小中一貫教育校（能古島小中学校）特別転入学制度 募集要項

福岡市では、令和元年度から、能古小学校・能古中学校において、小中一貫教育を行っています。

令和8年度の新小学校 1 年生の入学児童を募集します。

1. 小中一貫教育校特別転入学制度

福岡市では、原則として、居住地区に応じて教育委員会が指定する【指定学校】に通学することとしています。

本制度は、能古島小中学校での小中一貫教育開始に伴い、島外の児童が能古島小中学校での教育を希望し、転入学が認められた場合に限り、【指定学校】を能古小・中学校に変更する制度です。

2. 制度の趣旨

恵まれた自然環境の中で実施する、9年間の連続した小中一貫教育を受ける児童を幅広く募集し、特色ある教育活動、異年齢や地域との交流を大切にした体験活動を通して、地域への愛着を育み、主体的に学ぶ力や社会性を培うことを目的としています。

なお、本制度は、児童への特別な支援や不登校の解消を目的とした制度ではありません。

3. 募集対象校 （学校名・住所・電話番号）

○ 福岡市立能古小学校（能古島小中学校）

福岡市西区能古 357番地 Tel092-881-0858

4. 募集について

（1）募集学年・人数

○ 小学校 1 年

島内外合わせて 20 名になるように募集

※その他の学年の募集はありません。

※特別支援学級の募集はありません。

【問い合わせ先】

〒810-8721

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市教育委員会 学校企画課

電話：092-711-4638

(2) 応募資格・条件

- ① 福岡市に居住している ※令和 8 年 4 月 1 日時点
- ② 児童が公共交通機関を利用し、安全に気をつけて、一人で通学できる
- ③ 自宅から姪浜旅客待合所まで、余裕をもって 60 分以内に到着できる
- ④ 児童自身に、能古島小中学校入学の意思がある
- ⑤ 入学した場合、中学卒業まで在籍する
- ⑥ 学校説明会(オンライン)及び体験登校に参加している
- ⑦ 児童、保護者が制度の目的や学校の教育方針等を理解している

(3) 応募の流れ

①学校説明会(オンライン)

期日:令和 7 年 9 月 20 日(土) 9:30~11:30

対象:令和 8 年度新小学校 1 年生と保護者

※7 月 14 日(月)~9 月 17 日(水) 17 時までに、福岡市教育委員会
HP の登録フォームにてお申し込みください。

②体験登校

期日:令和 7 年 10 月 29 日(水)~31 日(金)、11 月 4 日(火)の
うち 1 日

対象:学校説明会参加者

(4) 応募方法

体験登校の際に配付する「小中一貫教育校特別転入学申込書」と、
返信用の**長形 3 号封筒 1 枚**(切手を貼付・自宅住所及び保護者氏名を記入)
を同封し、簡易書留にて福岡市教育委員会学校企画課に郵送してください。
(持参不可)

【提出先】

〒810-8721 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市教育委員会 学校企画課 宛

【募集期間】

令和 7 年 11 月 4 日(火)~令和 7 年 11 月 18 日(火)
(当日消印有効)

(5) 書類審査

- 提出された「小中一貫教育校特別転入学申込書」によって、応募資格、応募条件を満たしているか審査します。
- 必要に応じ、保護者に電話にて募集資格の確認、また、在籍園その他関係機関に普段の様子等について照会することがあります。

(6) 面接

- 児童と保護者同席のもと 10 分～15 分程度の面接を行います。
 - 面接は、世帯ごとに行います。
 - 令和 7 年 12 月 6 日(土)に、福岡市教育センター(早良区百道 3-10-1)で実施します。
- ※ 面接時間等は、学校説明会にてご回答いただいたメールアドレスに 11 月 28 日(金)までに通知します。

(7) 抽選

- 転入学候補者が募集人数を上回る場合には、保護者による抽選を実施します。
 - 抽選の際、多胎児は、1 つのくじで、その人数分とします。
 - 日時:令和 8 年 1 月 24 日(土) 9 時 30 分～
会場:福岡市教育センター(早良区百道 3-10-1)
- ※ 抽選の有無等については、学校説明会にてご回答いただいたメールアドレスに、令和 7 年 12 月 26 日(金)までに通知します。

(8) 最終結果の発表

- 令和 8 年 1 月下旬頃に、郵送にて通知します。

応募における留意点

- 面接日までに、学校までの通学方法の確認をお願いします。
 - 記載された内容が虚偽であった場合、転入学の条件を満たさなくなった場合、制度利用にあたって制度の趣旨に合わない事由が生じた場合、転入学を許可した後であっても、転入学を取り消すことがあります。
 - 面接の上、4(2) 応募資格・条件①～⑦を全て満たしたうえで次の条件のいずれかを満たし、本制度の目的の達成に特に合致すると判断する際は、転入学者として認めます。
 - (1) 児童または保護者が能古島出身または能古島に 1 年以上居住した経験がある者
 - (2) 小学校 1 年生から中学校 2 年生に在籍する児童生徒の弟妹
 - (3) 保護者が能古島で就労している者
 - (4) 能古保育園に卒園時において 2 年以上通園している者
- ※ 住民票や居住証明書など居住経験や就労経験が確認できるものの提出を求める場合があります。